

第4期 第6回 横浜市税制調査会

平成30年7月18日(水)

午前10時から午後12時30分まで

市庁舎4階 財政局会議室

<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今より、第4期第6回横浜市税制調査会を始めさせていただきます。委員の先生の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、本日の会議の開会にあたりまして、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。委員2名がご欠席となっておりますが、委員の先生5名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。続きまして、会議の公開につきましては、前回同様ですが、座長のほうで、非公開とさせていただいております。それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと存じます。座長よろしくお願いたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。それでは、本当に暑い毎日、お集まりいただきましてありがとうございました。。本日の議題は、みどり税の報告書の最終確認ですから、ほぼ、皆さんとともに、これを細かくチェックをしていきたいと思っております。構成見ていただきますと、1枚おめくりいただいて、目次、ご覧いただきますけれど、3章立てになっております。3章のところ、国税・森林環境税とみどり税の関係。第1章が通常の報告書にあるように、これまでの、第2期と言っておりますけれど、これまでのみどり税の取組が成果を上げていたのかどうかのチェック。第2章のところ、今後5年間の予定について、みどり税を継続する理由が成立するのか、正当かされるのか、ということを見た上で、2章の2のところ、課税の手法を、課税の根拠は1章1節でやっておりますので、課税の手法と書いてありますけれども、均等割が5年間、税率900円でいけるのかということ、2章の2節のところ、やっております。3章が、先ほど申し上げたように、国税の問題。特に、3章の4節のところは、用途を含めて、ちょっと踏み込んで書いてございます。そして、おわりに、ということになっておりますので、事務局のほうからこれを逐次、といたしますかまずは章ごとに、ご説明をいただければと思っております。私で書かせていただいた、はじめに、からいきますが、はじめにが今回だいぶ長くて、構成をすべてこのところで要約をしております。</p> <p>1枚目おめくりいただきますと、最初の定型みたいな入り口から、入っております。税制調査会の位置づけと、その中で一番大きな議題は横浜みどり税だ、ということ宣言した上で、我々、この前身の税制研究会の頃からみどり税に関わって、ずっと見守り続けてきたということを書いてございます。その上で、更新を迎えたので諮問されましたということで、ここでいつもながらですが、単純な、慣行的な継続、中身を見ずに継続OKというのは良くないということ指摘した上で、きちんとした審議をやりました、という姿勢を明確にさせていただいております。1枚おめくりいただきまして、この税の性格を、税ありきではなくて、事業ありきというような、財源確保のための超過課税であるというふうにして、事業が大事ですということをここで宣言しております。</p> <p>5頁になりますけれども、その下からが構成になっています。まず、構成のおおよその形、第1章では、ということを書いた上で、第2章、これで中身を色々書いてございすけれども、おおよそ要約になっています。ここでは特に重要なことはないです。</p> <p>7頁の頭のところまでで、次期みどり税が、我々とする賛成しますよ、というような</p>

	<p>ことを少し滲ませた上で、通常の報告書であればここで終わるけれども、今年については国税・森林環境税の問題があるので、これについて3章をあててあります、ということを書いてございます。</p> <p>そして、この中身を今からご説明をいただきます。では、お願いいたします。</p>
税制課企画係長	<p>よろしくお願いいたします。では、1枚おめくりいただきまして、9頁第1章をご覧くださいただければと思います。現行の取組、第2期横浜みどり税の検証でございます。まず最初に、この章で何をやるかということで、この施策の重要性・必要性があるということを書いてございまして、そのあたりを厳しくチェックする必要があるということ。この章で、みどりアップ計画の取組の成果と横浜市の行財政改革の取組状況について確認をすることと、第2期横浜みどり税の税制について検証を行うということを書いてございます。第1節でございます。現行の取組、第2期横浜みどり税の評価でございます。横浜みどり税の評価ということでございますけれども、基本的な中身といたしましては、先ほど申し上げたみどりアップ計画の成果と横浜市の行財政改革の取組状況について、を各々で評価をするところでございます。</p>
座長	読み上げていただいた方が分かりやすいと思います。
税制課企画係長	はい。そうしましたら読上げさせていただきます。
座長	はい。お願いします。
税制課企画係長	<p>第1章、現行の取組、第2期横浜みどり税の検証。これまでの本税制調査会の答申等で繰り返し述べてきたように、横浜みどり税のように課税自主権を活用して独自の課税を行うのにあたっては、その施策の重要性・必要性が明確でなくてはならない。今回、第3期横浜みどり税の継続の是非について検討するのにあたり、本税制調査会としては非常に強い決意を持って臨んだ。それは、横浜みどりアップ計画の成果について、前回の継続時にも増して厳しくチェックする必要があるということである。横浜みどり税条例がその施行からの10年間でどれだけの成果を上げているのかが明らかでなければ、横浜みどり税の継続の議論をすることができないと考えたからである。この章では、現行横浜みどりアップ計画の取組の成果と横浜市の財政及び行財政改革等の取組状況について見ていくこととする。また、併せて第2期横浜みどり税の税制について検証を行うこととする。第1節、現行の取組、第2期横浜みどり税の評価。この節では、現行の横浜みどりアップ計画の取組の成果及び横浜市の財政及び行財政改革等の取組状況について評価を行う。(1) 現行横浜みどりアップ計画。本税制調査会はこれまで、横浜みどりアップ計画の成果について、常に事業の進捗状況に気を配り、定期的に確認を行ってきた。しかしながら今回、本税制調査会は計画期間が単に事業の進捗状況を確認することにとどまらず、施策の根源的な目的である緑の保全・創造の状況がどのように進んでいるのかにまで踏み込んで確認することとした。先に述べた通り、第3期横浜みどり税の継続の是非について検討するには、横浜みどり税導入からこれまでの成果についてしっかりと成果を検証する必要があると考えたのである。そうした考え方のもと、横浜市の緑の保全・創造の取組の成果について、様々な視点から確認し、評価を行うこととする。ア、取組の柱1、市民とともに次世代につなぐ森を育む。横浜みどりアップ計画の取組の柱1の主な事業は、樹林地の確実な保全の推進、つまり、緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りである。この事業こそが、横浜みどり税の主たる用途であり、横浜みどりアップ計画の中でも最も重要な施策である。そして、この事業の成果が、そのまま横浜みどり税導入の成果とも言えるものであり、しっかりと検証する必要がある。まず、緑地保全制度による新規指定等の面積推移が環境創造局から報告された。新規指定等の面積は、この計画期間のうち4か年で328.4ヘクタールであった。また、横浜みどりアップ計画のスタートからの累計では855.6ヘクタ</p>

ールとなり、確実に指定面積が増加していることが確認できる。また、単年度の実績が100ヘクタール台から60ヘクタール台へと減少傾向にあることについて、説明があった。前期計画においては、まとまりのある樹林地を優先して保全の働きかけを行っていたが、樹林地の指定が一定程度進んで一巡した結果、特別緑地保全地区の指定面積の平均が前計画期間までの2.1ヘクタールから、26から28年度の3か年の平均が1.5ヘクタールと、保全対象の1件当たりの平均面積が小さくなっている状況の説明があった。これは、指定が進んだことにより、より小さな樹林地まで働きかけを行うことができているということであり、樹林地の保全が確実に進捗していることの証左とも言えよう。次に、樹林地取得の事業費の推移について報告された。樹林地取得の面積は、この計画期間のうち4か年で、横浜みどり税の充充分・非充充分を合わせて88.5ヘクタールであった。また、横浜みどりアップ計画のスタートからの累計では213.1ヘクタールを取得している。ここでは、横浜みどり税を活用することにより、緑地保全制度による指定地での買取り希望に対して、基本的には全て対応することができていることが報告された。この樹林地取得の事業費の推移で注目すべきなのは、各年度の事業費の増減である。現在の計画期間においては、毎年の事業費においては大きな変動はないが、前計画期間においては各年度の事業費が大きく変動している。そして、みどり税非充充分の事業費は大きく変動しておらず、みどり税充充分の事業費がその変動分を吸収していることが見て取れる。これは、横浜みどり税を各年度で使い切らず、基金に積み立てて買取りに対応しているからこそ、各年度において発生する不測の事態による買取り希望に対して対応できていることを表しており、横浜みどり税による成果として高く評価できるものである。また、固定資産税概要調書と樹林地の取得実績から環境創造局が作成した、固定資産税の課税地目が山林であるものの減少量の推移が報告された。このグラフからは、横浜みどりアップ計画が開始された平成21年度以降、山林面積の減少が明らか鈍化していることが見て取れる。続いて、このグラフに関連して次の資料が示された。この資料は、先に報告された緑地保全制度による新規指定面積と山林減少面積との関係を図にしたものである。図を見て分かる通り、両者の間には非常に高い相関関係が認められる。この結果から、緑地保全制度による指定は、山林面積の減少に歯止めをかける要因の一つであると言えるだろう。次に、本税制調査会は、全国における特別緑地保全制度の運用状況を確認するため、全国及び他都市の特別緑地保全地区の指定買取りの状況についての報告を求めた。提出された資料は次の通りである。指定状況からは、特に平成25年以降の指定実績で、全国における横浜市の割合が高くなっている。横浜みどり税を導入した平成21年度以降の累計で、全国の指定面積のうち約40パーセントが横浜市であることが確認できる。また、全国と横浜市の買取り状況からも、全国における横浜市の割合が非常に高くなっていることが確認でき、こちらは横浜みどり税導入の平成21年度以降の累計で、全国を買取り面積のうち約38パーセントが横浜市となっている。他の政令指定都市との比較でも、指定面積・買取り面積ともに、非常に高い実績となっており、横浜市の取組状況が、全国でも際立っていることが確認できる。これらの他都市との比較からも、横浜みどり税の導入により、不測の事態等による買取り希望に対して確実に対応してもらえる安心感などを背景に、樹林地の指定推進が大幅に進んでいるということができよう。イ、取組の柱2、市民が身近に農を感じる場をつくる。次に、取組の柱2の成果を確認する。取組の柱2において横浜みどり税を活用して行っている主な事業は、水田の保全、収穫体験農園・農園付公園の整備などである。水田は、横浜市の都市マスタープランや水と緑の基本計画でも保全の対象とされているとともに、横浜市の景観ビジョンの改定素案においても里山景観の一部として、保全すべきとして位置付けられている。市域内における水稲作付面積と保全承認面積の推移が報告された。実績として、市域内の水田

の9割にあたる119.8ヘクタールを保全し、貯水機能や景観形成などの市民共有の貴重な農景観である水田の減少を食い止めることができている。水田は、畑と比べて用水路の管理など維持に手間がかかり、収益性もかなり低い。都市部においては、水田として耕作することに適した土地であっても、水田として維持することは難しい状況にある。市域内の農地は、約3,000ヘクタールあるが、水田は130ヘクタール余りであることからその状況が見て取れる。こうした状況を確認するため、水田から畑等に転用されている事例が紹介された。都市部においては、水田から収益性の高い近郊農業の典型的な作物を作付けする畑に転換する圧力が非常に高いと考えられる。水田は一度畑にしてしまうと水田に戻すことは困難であり、緑としての水田を残していくためには、保全の取組が必要なのである。次に、収穫体験農園・農園付公園の整備面積の推移が報告された。収穫体験農園・農園付公園についても着実に整備が進んでおり、この数年では特に、農園付公園の整備が進んでいる。農園付公園については、平成28年度に本税制調査会も実地調査を行っているが、その際には区画の募集倍率が高く、非常に人気があるとのことであり、市民の緑に対する意識の高まりを感じることができた。こうした取組は、市民が自ら緑と土に触れ合うことで、緑の重要性を再認識し、緑の保全・創造の取組に対する意識を高めるうえで非常に重要な取組であると言えるだろう。ウ、取組の柱3、市民が実感できる緑をつくる。取組の柱3では、横浜みどり税を活用して、市民協働による緑のまちづくり事業などが実施されている。市民と協働して、地域が主体となって、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実施していく取組を42地区で実施したとの報告があった。この取組についても、本税制調査会も実地調査を行っているが、その地域では個人だけでなく、法人も積極的に緑の創出に取り組んでいるのが印象的であった。こういった取組は、直接的に緑を創出するだけでなく、市民の緑に対する意識の向上に大きく資するものであろう。このほか、第2期への継続時に本税制調査会は、都心臨海部や緑の少ない地域の緑化にも取り組むべきと指摘していた。この点についても、都心臨海部の都市公園、港湾緑地、街路樹などを中心に質の高い緑や花の整備と管理を集中的に展開し、街の魅力の形成、賑わいづくりにつながる取組が実施されており、こういった取組についても評価できよう。(2)財政及び行財政改革等の取組状況。これも、本税制調査会のこれまでの答申で繰り返し述べてきたことであるが、課税自主権を活用して市民に追加の負担を求めるにあたっては、財政状況と行財政改革等に対する理解と納得が欠かせない。ここで、横浜市の財政と行財政改革等の取組状況について確認しておくこととする。ア、財政の取組状況。歳入の中心を占める市税収入は、かつてのような伸びを確保することが難しい状況が続いている。そうした中で、徹底した事務事業の見直しや様々な財源確保などにより、財政見直しで見込まれる収支不足額を毎年度の予算編成で確実に解消しながら、財政の健全性を維持し、持続可能な財政運営の推進に取り組んでいる。特に、他都市に先駆けて市債の発行抑制に取り組んでいる。また、借入金残高についても、一般会計の市債残高だけでなく、特別会計・企業会計の市債残高や外郭団体の借入金のうち一般会計が負担する債務も含めて「一般会計が対応する借入金残高」と位置付け、縮減に取り組んできていることが確認できる。また、市税の公平かつ適正な賦課徴収に努めるとともに、未収債権について全庁的に縮減に取り組んでおり、実際に未収債権額が着実に圧縮されていることが確認できる。イ、行財政改革等の取組状況。厳しい財政状況を踏まえ、事業評価を踏まえた徹底した事務事業の見直しに取り組んでおり、経費縮減と市民サービス向上に一定の成果を挙げている。平成30年度予算編成時においても、事業見直し効果額116億円、事業見直し件数1,176件の経費を削減している。また、業務効率化や事業廃止などスクラップアンドビルドの取組により、簡素で効率的な執行体制の構築にも取り組んでいる。第2節、第2期横浜みどり税の

課税制度。前節では、現行の取組の状況について評価を行った。続いて、この節では現行の第2期横浜みどり税条例の税制について検証を行う。検証にあたっては、横浜みどり税について課税手法・課税期間・税率の別に行い、その他、市民参画と固定資産税等の軽減措置の状況についても検証を行う。(1)課税手法まず、横浜みどり税の課税手法であるが、市民税個人・法人均等割への超過課税という課税手法を採用している。これは、横浜みどり税の導入時に、本税制調査会の前身である横浜市税制研究会において、緑の保全・創造に向けた新たな税として、市民税個人・法人均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担を求めていくことが適当と整理したものであり、25年度の継続時にもその考え方を採用しているものである。その趣旨を改めて確認すると、首都圏としての立地環境等から強力な開発圧力にさらされている横浜市において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市における行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる。緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから課税手法としては市民税個人・法人均等割の超過課税がふさわしい。というものであった。改めて言うまでもなく、横浜みどり税を活用した横浜みどりアップ計画の事業・取組による受益は、広く個人・法人におよんでいる。したがって、横浜みどり税が、課税手法として市民税、個人・法人均等割の超過課税を採用していることは妥当であろう。なお、第1期の横浜みどり税においては、法人市民税法人税割が課されない法人、いわゆる欠損法人に対して横浜みどり税の課税免除措置が設けられていた。しかし、第2期横浜みどり税において、課税免除措置は廃止されている。この点については、そもそも本税制調査会は、欠損法人に対する課税免除措置について、特定の対象に特例を設けるような制度は公平性という点からは、望ましいとは言えないものであった。この廃止の判断は、前回の継続に当たって、横浜市と市会において十分な協議を行った結果、実施されたものであろう。税制・税理論の観点からは、この判断は妥当なものであると言える。(2)課税期間。次に、課税期間である。現行の横浜みどりアップ計画に対応した横浜みどり税の課税期間としては、個人については、平成26年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税、法人については、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度等に係る法人の市民税となっている。横浜みどり税導入時の横浜市税制研究会の整理としては、定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的という整理をしており、その通りの税制が採用されているものである。課税自主権を活用した財源確保策において、期限を区切って定期的に事業効果の検証を行うことは避けられない。事業効果の検証を行っていくうえでは、横浜みどり税の課税期間が、それを財源の一部に活用している横浜みどりアップ計画の計画期間と同じ、5年間という期間設定であることは妥当である。なお、前回の継続時に、課税期間終了後の基金の取扱いについて、たとえ課税期間が終了したとしても、基金に残った額は、引き続き根幹的な用途である特別緑地保全地区等の買取りの財源として活用する必要があることから、課税の期間と基金の存続期間は一致しないと結論付けた。そうした樹林地の買取り事業は、横浜みどり税の用途としての根幹となる事業であるが、この買取りは、主に土地所有者等の不測の事態の発生に対応するものであって、その事業執行は必ずしも課税期間中に生じるとは限らない。買取りに充てるべき横浜みどり税が基金に積み残しになる可能性もあるが、このような状況においてはむしろ、納税義務者の増や景気動向などによる税収の上振れ分なども含めて、基金に残った額は、引き続き根幹的な用途である特別緑地保全地区等の買取りの財源として活用すべきものである。(3)税率。現行の横浜みどり税の税率は、個人は年間900円、法人は年間均等割額の9%相当額となっている。この税率の算定にあたっては、まず、横浜みどり税は緑の取組のために必要な財源を確保す

るためのものであるから、これからの緑の取組、平成26から30年度案に掲げられた事業のうち、使途の考え方に照らして、横浜みどり税を充当することが適切な事業を明らかにした。この使途の考え方について確認しておく、横浜みどり税の主たる使途は、言うまでもなく樹林地の確実な担保、公有地化につながる特別緑地保全地区等の買取である。これは横浜みどり税創設時から揺るがないものであり、市民に特別の負担を求めるという点からは、より確実な緑の保全・創造につながるものでなくてはならず、特に、恒久的な保全策である買取による公有地化が最も望ましいとしてきたものである。これに、超過課税の趣旨にかなうものとして、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理や、市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組といったようなものを加えている。その結果、横浜みどり税の使途としては、次の4点に整理されている。①樹林地・農地の確実な担保、公有地化、②身近な緑化の推進、③維持管理の充実によるみどりの質の向上、④ボランティアなど市民参画の推進につながる事業、施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業については除外、基本的にこの4点に整理されているものであるが、本税制調査会は前回の継続時に、この使途の中でも、横浜みどり税を多くの市民が実感できる機会が少ないという声があることを踏まえ、都心臨海部や緑の少ない地域の緑化の取組を、さらに充実させることが必要ではないかと指摘した。また、民有の樹林地や農地等については、土地所有者に可能な限り長く持ち続けてもらうべきであり、維持管理費用の支援の充実が、緑地保全制度による指定の推進につながっていくことに留意する必要があると指摘している。こうした考え方に従って、本税制調査会が横浜みどり税を充てることについて問題がないと確認した事業に必要な事業費のうち、国費・市債の充当分及び一般財源で対応すべき部分を除いた、市民税均等割の超過課税によってまかなうべき財源額を明らかにした上で、税率の算定を行っている。具体的には、これからの緑の取組、平成26から30年度案の総事業費は、約485億円と計画されており、そこから、国費・市債の充当分及び一般財源で対応すべき部分を除いた、横浜みどり税が必要となる事業費としては約130億円となった。そして、仮にこれらの全てを市民税個人・法人均等割の超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は年額900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%程度、4,500円から270,000円になると算定されたのである。これは、示された計画における事業費を前提に、必要とされる財源を全て市民税均等割の超過課税によってまかなうことと仮定した場合の税率を、本税制調査会として算定したものであり、最終的な税率及びその算定根拠である事業費は、横浜市と市会において協議した上で設定されたものである。また、個人・法人間の負担割合については、横浜みどり税の導入時に税制研究会において整理されており、実施による市民税全体、所得課税分を含む、の負担増加率を個人・法人で同程度としていくことが適当として、現行の横浜みどり税では、個人900円・法人9%となっており、個人100円につき法人1%となっている。この個人・法人間の税率設定は、府県における森林保全等に向けた県民税超過課税においても広く採用されており、そういった点から見ても妥当であると言えるだろう。(4)市民参画。横浜みどり税の導入時に、本税制調査会の前身である横浜市税制研究会は、市民税均等割の超過課税という形で新たな税負担を市民に求めるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要である。施策の開始にあたっての事前の市民参画はもちろん、どのように使われ、どのような効果があったかという事後的な効果の検証、さらには施策への提言等についても、これまでの取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要と整理している。こうした考え方の下で、平成21年度に横浜みどりアップ計画市民推進会議が設置され、平成24年

度からは本税制調査会と同様の条例設置の附属機関として活動している。委員は、学識経験者のほか、関係団体、町内会・自治会代表、公募市民の計16名により構成されており、施策・事業の市民への情報提供や、横浜みどりアップ計画の評価及び意見・提案を市民参加により行っている。今回、本税制調査会に対しては、平成30年6月にまとめられた市民推進会議の平成29年度報告書である横浜みどりアップ計画4か年の評価・提案が提出された。その内容を見ると、取組の柱ごとに横浜みどり税を充当している事業・取組を中心に評価・検証を詳細に行っており、さらには提案を行っている。本税制調査会が、税の立場から横浜みどり税の使途のチェックを行うのに対して、市民推進会議は公募市民5名を含めた16名の委員が、市民の立場からチェックを行うことに加えることで、緑の保全・創造による受益を受ける市民自らが緑の保全・創造の取組に携わっているものであり、有効に機能していると評価できるものである。税の理論からも、特に横浜みどり税のような市民税均等割の超過課税においては、市民全員が受ける行政サービスの受益に着目し、その費用を市民全員で均等に分担しようとする税目であるため、税制の内容やその税収の使途に、市民みずからが関心を持ち、意見を述べることができる市民参画の会議を設置する必要があるものである。

(5) 固定資産税等の軽減措置。横浜みどり税条例では、市民税均等割への超過課税の他にも、固定資産税及び都市計画税の軽減措置として、基準以上の緑化に対する軽減措置と、宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置を規定している。これらの制度は、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、一層の市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図ることを目的として導入したものである。ア、基準以上の緑化に対する軽減措置、緑の創造を目的とした税負担の軽減措置。これは、敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を横浜市と10年間保全する契約を締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減するものである。この軽減措置の適用実績と軽減相当額は次の通りである。イ、宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置、緑の保全を目的とした税負担の軽減措置。これは、1,000㎡以上の農地で耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間継続して利用する契約を横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する措置である。この軽減措置の適用実績と軽減相当額は次の通りである。ウ、まとめ。前回の継続時にも指摘したことであるが、やはり1件当たりの軽減額のインパクトが小さく感じる。しかしながら、適用件数及び面積は着実に増加しており、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとしての効果が一定程度は出ていると考えられ、これらの制度を導入している成果はあったと考えるものである。第3節、まとめ。本章では、第2期までの横浜みどりアップ計画における横浜みどり税を活用した事業・取組について、前回の継続の時以上に厳しい検証を行った。その結果として、横浜みどりアップ計画は確実に成果をあげていることが確認できた。

特に、根幹の事業である樹林地の指定・買取事業について、指定面積・買取面積において他都市との比較でも成果の大きさが確認できている。その他の事業についても、確実に実績をあげている。横浜みどり税はその導入した目的の実現に、確実に近づいていると言えるだろう。また、横浜みどり税の税制について、課税手法・課税期間・税率・市民参画・固定資産税等の軽減措置について検証を行った。こちらも、現行制度が適切なものであったことを確認した。第1章は以上でございます。

座長

はい。ありがとうございます。すべて読み上げていただきましたので、どこか、ご質問、あるいはチェックをしていただければと思います。

委員	座長	言いたいこと先に全部言っていていいでしょうか。
		はい。お願いします。
委員		<p>まず、目次で話したほうが分かりやすいと思います。目次を見ていただきたいのですが、2章の構成はこれでいいかなと思います。これからやることで政策目的があって、という制度設計しますか、という順番ですから。1章のほうが最初分からなくて、何で使い道とか政策目的の話が先に、検証のところに出てきて、みどり税の制度設計うまくいきましたか、というのが後だったか、よく分かりません。はじめに6頁、第2段落の横浜みどり税は税ありきではなく事業ありきだからである、と書いてあります。その2行で私は納得しました。だから事業の中身のほうは、要するに用途のほうが先に出てきて、それを支える税制のチェックが2番目なのだとわかりました。それは、1章の中に書き込んだほうがいいのではないかと、思います。1章の柱書のところです。第1節が始まる前。1章で検証するのは使い道の方が先で、それはなぜかと言うと先ほど言ったように税ありきではなく事業ありき、要するに政策ありきでそういう政策がうまくできていたか、をチェックしたうえで、それに税制が貢献できていたかというのが次に出てきますと言った方が分かりやすいと思います。</p> <p>それから、細かいこと言うと、1章の柱書のところ1行目、「これまでの本税制調査会の答申等で繰り返し述べてきた」の「等」とは、なんですか。</p>
	税制課企画係長	意見書です。
委員		それなら「・(なかぐろ) 意見書」でいいのではないのでしょうか。
	税制課企画係長	はい。
委員		<p>意見書と答申の2本立てでしたということなら、そうはっきり書いた方がいいです。</p> <p>それから3行目。「独自の課税を行うのにあたって」。「行うにあたって」では、ないですか。「の」は要らないです。「は、その施策の重要」って、その施策ってなんですか。それがわかりません。租税施策の話をしているのか、みどりの金使う施策の方の話をしているのか。どちらかがわからない。「その」というのが、両方ここでは出てくるのでどちらなのかわかりません。</p> <p>それから、柱書の一番下の段落から2つ目の段落。「この章では」文末が「見ていくこととする」。現在進行形ではなくていいと思います。「ついでに」です。</p> <p>それから、11頁2行目。税制調査会と事務局だけでやっているのではなくて、市長事務局の他の担当局からも出てきて、しゃべってもらっています、現状把握しています、というのを言いたいのだろうと思うが、そんな中の話の順番をここでは書く必要はなく、中身だけを書いて、それは平成30年度税制調査会第何回総会とか会議とかで、環境創造局提出の資料によるとか、そういう注記にして表現すればいいのではないのでしょうか。他のところも同じです。どこから報告されたかとかプロセスを書いています。</p>
	座長	これは、引っかけます。
委員		<p>なぜ流れを書くのでしょうか。</p> <p>それから、全体を通して言えますが、事実なのか評価なのかははっきりわかりません。例えば、12頁の2つ目の段落。「これは、指定が進んだことにより、より小さな樹林地まで働きかけを行うことができているということ」これは評価ですか。「できていると評価してよいと考える」ならわかります。「できているということ」それは事実ですか。あるいはそうではなくて、単位面積が小さくなったのでそういう評価ができるということなのか。</p>
	税制課企画係長	報告されたことの中に入っていたことです。
委員		それはもちろんそうです。

	<p>それは、この中で人間が、担当局が出てきてしゃべりました、というだけであって、問題なのは中身です。中身が、事実として把握しましたと言っているのか、事実を説明してもらったので、税制調査会が評価をそう加えましたと言っているのかわかりません。</p> <p>それから、同じように、ここが出てきてしゃべりましたというのが14頁のグラフの間に書いてある4行の一番下。「グラフに関連して次の資料が示されました」と、資料が記載されていれば示されたことだとわかります。だからそれは、さっき言ったように第何回の税制調査会におけるどこそこの提出資料と書けば、注記で書けば十分です。</p> <p>それから、15頁の「提出された資料は次の通りである」提出したから出ているわけそんなこと書かなくていいし、その直前に「報告を求めた」と書いてありますが、報告求めたのだからそれもいらぬ。</p>
座 長	<p>ほとんど全部そう。13頁も。すべて「報告された」となっている。</p>
委 員	<p>その手の、中でどういう順番で会議が進んでいきました、なんて書かなくていいです。会議で出てきた資料はどこが出したやつで、それを分析したら税調としてはどういう評価を与えたか、どう読み取ったかということがこの文章の中に出てくればいいです。</p> <p>それから、定性的な話は止めた方がよいと思っています。16頁の下から4行目。「非常に高くなっている」と書いてありますが、私から見ると意外に少ないなと思って見ていたのですが「非常に高くなっている」と言われると、何が根拠で非常に高いのか、わからないです。定性的に出すと、大混乱に陥ります。だから、数字だけに留めといた方がいいです。この数字だけ、「何パーセントになっている」でいいです。あるいは言うのであれば、全国平均よりも多少は高いという気はするけど、それを「非常に」と言っているかどうかはもめそうです。やめておいたほうがいいのではないかと私は思います。</p> <p>あと例えば言葉遣いで19頁の写真の中「水田から畑に転換されている」。決まっているじゃないですか。「水田から畑に転換した」とか書いた方が私は良いと思います。されているとは、普通は書かないと思います。</p> <p>それから2節のところだと、「検証を行う」って26頁の柱書の3行目に書いてありますが、検証の章なので「検証を行う」ってわざわざ書かなくていいと思います。</p> <p>それから、26頁は均等割の話が始まって、それから33頁は固定資産税の減免の話が出てきて。みどり税条例では、均等割への超過課税の他にも減免がありますと書いてある。だったら、みどり税というのは、超過課税と固定資産税の減免と2本立てでやっていますと書かないとわからないです。入り口のところで「みどり税の課税手法であるが」超過課税であると書いてあるのに、後にみどり税には減免もあります、そうではなくて、柱書のところに書かなくてはならないのは、大枠言うと、超過課税と固定資産税の減免の2本立てでやっていますというのがあって、じゃあまず超過課税の方から見ます。そういう分類でやっていく。</p> <p>それから、税率の29頁のところ。入り口税率の話をしているのに、途中から用途の話になってしまっている。用途は、さっき前の方で出てきたように、みどりアップ計画でこんなですよと言っているのに、用途を限定しています、と項目立てて用途の話をした方がいいです。ただし、法的な意味では目的税ではなくて、特別会計ではないので、事実上、みどりアップ計画と市民会議ができるだけ絞りをかけてもらって、事実上としての目的税で使おうとしています、という上手い表現がそのところに入っていれば、用途で項目立てる。</p>

		それができなきゃ使途のことはここでは書かない方がいいです。使途は限定していない、制度的には、そうですね。
税制課企画係長		条例上はそうですね。
委 員		そうでしょう。だけど、条例作るときの経緯でみどりがあって、使途はなるべく絞らなきゃ無理だよと読んだので、みどりアップ計画もあるし、市民会議もそれと連動すべきだし。そういうつながりじゃないですか。だから、税率の話で途中から使途はどう考えてもおかしいし、使途の話は前で評価したと言っているのだからここで繰り返す必要もない。だけど、制度設計の中で使途はこういうものにしたいよねと事実上目的を限定していた。そこのところは上手くそう書ければ、見出しを4番目にでもして書いても構わないような気はする。と僕は思います。 それから、市民参画。うちのこの税調って、使途まで所掌事務に入っているのですか。
座 長		それはそう思いますけどね。
委 員		僕が見たものは、課税自主権は活用すると書いてあったけれども、それ以上のこと条例で、使途まで手突っ込んでいいとは書いていなかったと思うのですが。
座 長		それこそこれ、くどいほど書いているように事業ありきなで。
委 員		だからもう一つ、前のところで僕は書くべきだと思うのですが、税調は与えられている任務は課税自主権の活用で何かできないかという税制上の知恵を考案すること。けどもそれには歳出面あるいは政策目的というのは全く無視して議論することは不可避なので、所掌事務としては直接言及されていないけれども、事実上それについても評価を加えないと今までの税制が良かったかどうかはわからない、これからの税制を立てるとしたら何ができるかわからないのでそこも言及しますと書いた方がいいと思います。
座 長		その書きぶりはすごく難しいですね。
委 員		難しいですよ。例えば、政府税制調査会を見ると、使途の話は一切書かないですよ。もう一つ下の役所の研究会レベルなら書いてあるわけですよ。そこは今度の森林環境税のところでも書いていますよね。だからあれ税調にあがるときにはこういう税制作ります、としか言わないです。
座 長		結論だけですよ。
委 員		そうそう。結論というか税制の話だけ。けどこの文脈ではそれだけやるとさっぱりわからなくなるので。なので、みどりアップはどうだったか評価しましたというのは僕はいると思います。それは、この税制調査会が当然できることではなくて、そこまでやらないと評価ができないので事実上悪く言うと越権行為かもしれないけれどちょっと手を伸ばしますよ、とエクスキューズしておかないと。
委 員		ですが、当税制調査会の委員が実際に入っているのは事実であって。
委 員		それはいいですよ。市民会議の方のメンバーですから。税制調査会の方のメンバーじゃない。
委 員		そういう書き方はされてないですけど。
委 員		そうでしょう。ならば市民会議にたまたま彼は何かの理由で選ばれただけなのでしょうか。
座 長		ただ、市民会議ができた理由というのが、税制からの説明でできているのです。
委 員		そう、もちろんそうです。
座 長		この課税のやり方をやる以上は、市民会議、県民会議は必要ですと。
委 員		僕も大事だと思っています。
座 長		ですので、そこを言わざるを得ないので、使途を監視する組織の存在が我々の所管外と

		<p>いうのはちょっと言うべきではないかと思います。当然のように入っていると書いてもおかしいのかもしれませんが。</p>
委 員		<p>制度的に目的税で作れたら要らなかったですよ。ですが、目的税で作れるか微妙で、それから行政に対する市民参画というのがここ20年位随分日本で流行っています。だから、事実上目的が限定されるようにコントロールできるのではないか。それは有りですよ。僕も有りだと思います。</p>
座 長		<p>現実には、15年前くらいの府県の森林環境税の流れを引きずってできたというのが正直なところですけど、ただおっしゃるように目的税ではないのだけれども、目的限定の超過課税という場合にはやっぱりこの税制調査会というものがあつたとしても当然普通は更新期だけなので、日常的に議会は別なのだというロジックを入れないと、説得力がないかと感じます。</p>
委 員		<p>その文脈はここには出ていないのです。</p>
座 長		<p>それをどこまで書くかなのですが、例えば目的税を純粹に法定外とすると目的税をやる場合も使途について税制からモノが言えないということはまずない。</p>
委 員		<p>むしろ目的税だったらそうですよ。当然。</p>
座 長		<p>ですから、そもそも今諮問されているのは確かに課税自主権ということなのですが、目的税をやる場合もあるので。</p>
委 員		<p>もちろん。</p>
座 長		<p>その場合には当然ここを所管することになるので。</p>
委 員		<p>当然。</p>
座 長		<p>ですので、その書きぶりなのです。今回はこういったやり方なので、目的税でやるよりは曖昧というか。私がくどいほど書いているのはそういった意味なのです。やはりここは、税の議論よりは事業の議論です。 ですから、入っていないと上下の色を切ってしまうのは・・・</p>
委 員		<p>もちろん、上下では切れないのでエクスキューズは入れておかないと、と言っているのです。課税自主権で、本来的に考えると税制の話だけをしていけば十分なのに、それだけでは済まなくなってしまうている。制度的に目的税で縛れないから。ですので、市民参画会議やみどりアップ計画という本来税制とは直接関係のないように見えるものが、目的を縛る上でとても大事な位置づけになっているのです。ですので、そこまで射程に入れてこの税調では議論をせざるを得ないのです。</p>
委 員		<p>今の意見はごもつともで、26頁のタイトルのところが「課税制度」になっていますよね。「課税制度」の中に（４）市民参画が入ってくるのは少し違和感があるという意見だと思って、どうすればいいかと言えば、市民参画の部分を実建てにしてまとめの前に節をひとつ作って、基金の管理をどうするかという別の話ですよ。節を分けるのはどうでしょうか。</p>
委 員		<p>節を分けてもいいし。</p>
座 長		<p>10年前はどうなっていましたか。</p>
税 制 課 長		<p>5年前は今回と同じです。同じですが、5年前は先に税率の話をして固定の話をして、その次に市民参画という順番でした。</p>
座 長		<p>順番が違うのですね。</p>
税 制 課 長		<p>順番が違います。並びとしては、章は同じ並びで書いています。</p>
委 員		<p>そのときも僕は思ったのですが、そのときはまあいいかと思ったのですよ。どう考えても違うな、エクスキューズは要るよな、と。</p>

税制課長	別の節の方がいいかもしれませんね。
委員	<p>少し、考えてみてください。</p> <p>それからまだ指摘したい部分があります。33頁。ここも読んでいてわからないのは、1行目、2行目なのですが、前の頁からいくと「取組の柱ごとに横浜みどり税を充当している事業・取組を中心に評価・検証を詳細に行っており、さらには提案を行っている。」何の提案ですか。わかりません。事業・取組に関する提案ですね。市側が出さなかったものを推進会議側が提案をして、それが実行にまで至っているという例があるのでしょうか。ですので、事業・取組に関する提案。</p> <p>それから、少し僕が疑問なのは、33頁の（5）の真上。ここ「市民参画の会議を設置する必要がある」って、それはそうなのだけど、こういった形で正面きって書かれてしまうと議会軽視になりませんか。</p>
座長	これは、10年前も同じことを書いたのです。
税制課企画係長	5年前もほぼ同じことを書いています。
座長	10年前は僕が書いたような。
委員	入り口でしたらよかったですけど、時間が経って成熟してこの書きぶりがあると。ですから、議会と並んで、でいいと思います。
座長	僕はどちらでもいいです。
委員	議会と並んで市民みずからが関心を持ち、でもいいですよ。
座長	議員さん何か言いますか。
環境創造局	まさに今、おっしゃったことと同じことを議会で行われたことがあります。
座長	そうでしょう。
委員	そうでしょう。
環境創造局	ですので、我々は市民推進会議の意見を踏まえて、議会の先生方のご意見をベースにやっています。
委員	議会が市民の代表者なので。
環境創造局	設置することに異議は唱えられていませんので。どう活用していくかということ。
座長	強いのであれば、弱めましょうか。
委員	<p>並んでいてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>少し考えてみてください。</p> <p>次35頁。ここ読んでいてわからないのですが、ウのまとめのところ2行目「1件当たりの軽減額のインパクトが小さく」、1件当たりの数値はどこに出ていますか。上は筆単位で数えている。</p>
税制課企画係長	はい。
委員	そうでしょう。件単位ではやっていないですよ。2筆で1件くらい充てていたらどのように数えるの、という話ですよ。ここの数字、前の頁の数字と1件当たりの軽減額のインパクトと、どう読み取ればよいかよくわかりません。ここは書き直した方がいいような気がします。
税制課企画係長	そうします。
委員	<p>その方がわかりやすいです。</p> <p>それから、「厳しい検証」。36頁。そんなことを自分で言うのはおこがましいですよ。私は賢いと普通の人とは言わないですよ。ですから、「厳しい検証」ではなくて、客観的に「取組について検証した」でいいじゃないですか。検証するという事実はあるわけですから。</p>

座長	おそらく、僕が先に初めに送っているの。厳しい検証をしましたとどこかで書いたような。
委員	それは座長メッセージとしては有りですよ。ただ、税制調査会全体の文章として出るのは、座長メッセージではなくて、悪く言うと感情部分ですから、感情的な表現はなるべく本文の中で動かすだけの方がいいと思うのです。1章について言えばそのような感じですよ。
座長	どうでしょうか。私も似たようなところをチェックしていたのですが、議事録のようなところは全部文章直せば済む話ですのご確認を。 特に、ご指摘がなかったところだと13頁がよくわからないのですが、真ん中のところ「この樹林地取得の事業費の推移」というところのパラグラフの中で、「～において」が3回繰り返されている。ここでは何を書きたいのでしょうか。
税制課企画係長	何が言いたいかわかれますと、単純に“基金化しているメリット”なのです。
座長	それが書いてなくて、事業費が変動していますということしか書いていないので。意味がまったく分からないので、そこは修正案をお願いします。
税制課企画係長	はい。
座長	それともうひとつ。ご指摘のあったところで、税率の中に使途が入ってしまっているのは私もまさにチェックしているのですけれど、ここはどうしましょう。削除をするのが一番いいですが、ご指摘のように別にたててしまうというのものもあるのですが、ただ正確に言うとな税制と使途までというのが、基本的に私は分けられないと思っているので余計にその事業ありき、税ありきではありません税だけ考えても何も答えは出ませんということ、 「はじめに」で繰り返し書いているのですが、本来ですと使途の話は1節の方で今のよう に、この税制は政策ありきのものなので、まずここで課税の根拠を第1節で確認するということを一文でも二文でも三文でも入れてもらえばそれで解消する問題なのです。逆に言うと、それが無いので疑問に思う委員もいるように1節とは何だということになるので、 まずは1章の1節に入る前のところに、繰り返しになっても構いませんのでみどり税というのは政策ありき事業ありきなので、課税の是非を検討するのに税制を見ただけでは答えは出せない。税制の前に使途を見て、その適切さを判断した上でこの課税が正当化されるのかどうかを確認しなければいけないようなことを書いていただければ、それでかなりの疑問は解消するのと、税率のところはこれ全部話を削除してしまいうことができます。ですので、税率のところは基本的に第1節のみみどりアップ計画のうち、充分分の金額を出すとこれくらいになります、それを、5年前にやったように、市民一人当たりで割った上で、法人分も計算するようになっていまして、と書いた方がいいのではないですか。
委員	数字ではないというのが分かればいいですよ。でたためめ9って言ったってわけじゃありませんと。ちゃんと事業経費の積上げから逆算して、これを数字になるよねって計算して、現実にその事業が実行できて、だからその数字でいただいた税金は、実際に使ったやつと基金で今持っているやつとで事業目的達成してるじゃないですかって落とせばいいわけですね。
座長	そういうことです。その通りです。なので、課税期間のところ基金の話を書いていたいて、これはこれで必要なんですけど、基金の存在、課税期間に限られませんかよというのはこっちに書いていただいて。
委員	はい。
座長	逆にこっちのほうは、税率から見なきゃいけない基金の話もこっちには入れていただく。事業費がこれだけあって税率こうやりました、で、基金がこれだけ残っているけれども、これは買取に備えているものなので問題はない。税率でこれで取ってこう使ったけれ

		ども残ってるのはこれなのでまったく問題ないというのを書くのが。悩むのが市民参画をどうしましょうかね、追い出しますか。固定資産税も追い出しちゃってもいいのかなって。これ、みどり税二本柱というわけではなくて、付属物なので。横浜みどり税の実施にあたって必要となる追加措置、あるいは横浜みどり税の実施にあたって求められる追加措置みたいなので2つ。まあ固定のほうが先かな、順番から言うと。固定を書いた上で市民参画書くと据わりがいいかなという気はします。横浜みどり税ってあくまでも超過課税だけに限定したほうが分かりやすい。
委 員	員	条例上は両方持ってるわけでしょ。
座 長	長	どうなりましたっけ。はい。
税制課企画係長	係長	横浜みどり税条例の中に2つとも入ってございます。
委 員	員	そう。形式的には、だから二本立てなんだけども、事業をやるために税収が欲しいっていうのが主眼なので。
税制課企画係長	係長	ただ一般論として、横浜みどり税と呼称しているのは、我々としても超過課税分だけ。
委 員	員	それはやっぱり、事業はこんなことがやりたいっていうことが先に立って、その財源確保っていう文脈で喋っているからですね。
座 長	長	やっぱり条例よりは、元々の考えのほうから入ると、10年前には二本柱という考えはまったくなかったの。
委 員	員	そうですね。
座 長	長	この固定はちょっと追い出して、別立てにしたほうが。
税制課企画係長	係長	その部分を第3節で、固定と市民参画をそこで。
座 長	長	第3節で、固定先で市民参画を後にして。これは、横浜みどり税を適正に実施するために必要な2つの措置である。
委 員	員	追加的措置でもいいし、補充的措置でもいいんじゃないですか。
座 長	長	そこでもう一つは、36頁のまとめがちょっと弱いというか、まとめた上で次に繋がるように、ここで評価をしちゃう必要があるような気はするんですけど、これまでの検証したところ、以上見てきたように、適正と判断をされるので、次期第3期の検討に入る準備が整ったみたいなのが最後にあると、繋がりやすいかなというふうに思います。ほかの先生方、いかがでしょうか。
委 員	員	なんか、ちょっと、熱い思いが前面に出すぎているなっていうのがあるんで。若干ひいたほうがいいかなっていうのはあって。例えば、非常に強いとか非常になんとかとか、っていうのが随所に出てきますし、あと前と比べて、前と比べて、前回と比べてっていうのが多すぎて、私だと逆に、前回はちゃんとやってなかったのかって思われてしまうかなと思います。たぶん前回という言葉が出るのは、長年やっていますっていう、その歴史がありますっていうことを強調なさいたいんだろうと思うので、それはきちんと段階を踏んで、これまでもきっちりやってきていますっていうことだと思うんですけど。例えば、36頁で、前回の継続の時以上に厳しいっていうのに座長は注目されて、私もそれはそうなんですけど、前回の継続の時以上っていうのが入っていますし、次の頁の37でも、第1節の2つパラグラフの、はじめにのこの最後のところでも、前回の継続時以上に詳細な説明をってなって、たくさんありすぎなんです。気持ちはよく分かるんですけど。なので、はじめにの座長のところでも前回よりも、と最初に強調して。
座 長	長	多分これが影響してるんだと思います。
委 員	員	そうなんですよね。だけど。
委 員	員	座長はそこは書いていいんですよ。
委 員	員	だけど、もうちょっと、冷徹に、というか冷静にというか。

委 員	員	本体で書いちゃだめ。客観的にね。
委 員	員	そうですね。そのほうが、よりしっかり押さえて進んでいる、というのも見えてきますし。
委 座	員 長	そうそうそう。おっしゃる通り。 いかがでしょうか、それ以外は。
委 員	員	今、委員がおっしゃったことと関連していると思うのですが、気になったのが9頁のところで、非常に決意を持って今回臨んで、前回にも増してチェックする必要があると書いてあるのですが、その根拠がよく分からない。10年経って節目だからそうなのか、そこは気になったので。前回と比較して今回頑張ったというのはあんまり書かなくてもよいのではないかと。
座 長	長	つい、サービス精神旺盛なものですから。常に向上していかないと。はい。ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。
環 境 創 造 局		19頁の写真ですが、畑ではなく資材置き場に転換されている場所の写真なので、違う写真に差し替えをさせてください。
座 長	長	お願いします。 それでは、第2章に行きましょう。簡潔にポイントで説明してください。
税 制 課 企 画 係 長		<p>第2章「第3期横浜みどり税の継続の是非」です。第1節の課税の継続の根拠です。基本的には課税の根拠を述べている部分で、「(1)これからの緑の取組」ですが、基本的には継承するという部分について問題がないだろうということで、変更・拡充する部分について確認しています。アの「取組の柱1」ですが、まずは、引き続き開発圧力にさらされているということを説明されたので、それを検証する必要があるということで、39頁のように樹林地が開発された事例を確認しています。実際に、保全されているところでは残っているが、それ以外のところでは開発された事例を確認しています。</p> <p>この原因として、40頁ですが、緑被率減少傾向の原因ということで、戸建て住宅、住宅となったところが多いことを確認できるので、その次に住宅着工の戸数はどうだったのかということを確認し、住宅着工数がリーマンショックの時点では、かなり減少しているが、横浜市域全体では全国以上に着工数が増えている、相変わらず開発圧力が強いのではないかと確認をしています。</p> <p>43頁ですが、コンパクトな郊外部の街づくりという言葉が出ていますが、まちづくりの考え方と整合性はあるのかということについて確認をしています。コンパクトな郊外部の街づくりは、駅からある程度のエリアのところをまとめていこうという、ものなので、44頁にあるとおり、緑の10大拠点と駅から15分以内で到達できるエリアを比べたときに、大体重なるということで、横浜市のみまちづくりの基本的な考え方と守るべき樹林地の場所は整合していることを確認しています。</p> <p>45頁以降で、今回変更になった部分の確認として、新規指定の目標面積を500haから300haに目標を落とした理由について確認をしています。これについては、先ほどご説明した通り、指定面積が小さくなってきていることによるため、今後は小さな樹林地や難易度が増している案件について、今まで以上に丁寧に時間をかけた働きかけに期待していくということとしています。</p> <p>46頁について、新規指定の目標面積については縮小しているものの、買取りの想定面積については現行計画よりも増えているという話がありましたので、既に指定している樹林地からの買取りも重要なので、引き続き同程度の事業規模があることを書いています。また、46頁の後段「なお」以降ですが、維持管理の負担を軽減する支援の拡充ということがありましたので、持ち続けてもらう支援を拡充するというのは良いことだろうとし、これ</p>

	<p>によって樹林地を持ち続けることの負担が軽減されれば、樹林地の買取請求が後年度となる効果も期待できるとしています。</p> <p>続いて47頁のイ「取組の柱2」ですが、ここでは水田の保全と収穫体験農園・農園付き公園の整備について、今後どうしていくのかということですが、基本的にはこれまで通り続けていくということなので、続けていくことは妥当であるとしています。</p> <p>48頁のウ「取組の柱3」市民が実感できる緑や花ですが、こちらについては、今回、拡充するのが街路樹の部分です。街路樹の部分については、更新等についても使途を広げてよいというお話が議論の中でありましたので、まさに市民が実感できる緑としてよいのではないかということを書いています。</p> <p>48頁の後段から49頁にかけて、外からガーデンシティ事業にもってきた事業があり、これはみどり税非充当の部分なのですが、基本的には身近な緑を感じられるようにしていくべきだというご議論を踏まえて、範囲を広げたことについては評価できるとしています。</p> <p>49頁(2)行財政改革の取組の方向性ですが、先ほど、行財政改革の取組の効果は検証したので、ここでは簡単に方向性のみとしています。今後の市税収入の見込みとして、今後劇的に増えていくことはないことと、社会保障経費が確実に増加していることで、収支不足が大きく見込まれることを書いています。イの行財政改革等の取組の方向性として、今後も引き続き徹底した事業見直しを続けていくと中期の計画の素案でも書いていますので、これを確認しています。</p> <p>51頁「まとめ」として、最終的に、前提条件となる課税継続の根拠について、確認できたものとしています。</p> <p>第2節52頁「次期みどり税の税制」ということで、具体的な税制の姿を書いています。</p> <p>(1) 課税手法として、引き続き均等割というのは、地域社会の費用を広く住民が負担するという性質を有することから、みどり税については均等割の超過課税がふさわしいとしています。(2) 課税期間ですが、次期みどりアップ計画の計画期間が5年間であることから、今回についても、課税期間が5年で妥当であろうとしています。53頁の後段でみどり基金について書いていますが、基本的には不測の事態に対応するために必要なものであるとしています。(3) 税率ですが、「税ありき」ではなく「事業ありき」であるとして、事業の選定を行い、その上で、4つの使途に基づいて、原案の中で充てるべき事業を整理すると、56頁の一覧になるという構成にしています。</p>	
座	長	ここは、どうでしょうか。
委	員	前に入れた方がいいのではないのでしょうか。全体では事業はこれだけありますが、その中でみどり税を充てるのはここだけです、とあらかじめ言うておいて、税率はこれに充てるための税収確保であるという整理ですね。
座	長	<p>第1節の(1)(2)(3)とある(3)を(4)に直して、これを(3)に入れるのはどうでしょうか。みどりアップ計画の説明、行政改革の説明があった上で、事業費の算定という流れですね。</p> <p>税率のところを書いてある使途の部分は前にもって行って、(3)にします。</p>
税制課企画係長		56頁は仕分けになっていて、57頁は、3つの事業の事業費の比率が前計画と大体同じになっていることの確認です。58頁で具体的な税率ということで個人100円法人1%が適当であり、横浜みどり税の必要財源額が136億円になるので、税率を計算すると、個人900円法人9%になるということを書いています。59頁の(4)市民参画については、引き続き市民会議の設置が必要としています。60頁は、(5)固定資産税の軽減措置です。
座	長	これは、1章準拠の別建てにしましょう。
税制課企画係長		61頁を開いていただき、第3節「まとめ」としまして、継続するべきとしながら、国

		税・森林環境税の問題があるので、それについて次章で明らかにするとしています。
座	長	税制調査会の報告書なので、第1節のところから、「環境創造局から報告があった」等は、全て一人称にしましょう。「この点について、税制調査会を感じる重要な疑問はここである」「課題として意識したのはこの点であり、こういう資料がある」などのように変えましょう。
委	員	37頁の第2章のはじめですが、「みどり税の継続の是非」であって、継続の根拠が問題なのに、文章を読むと課税の根拠になっている。どちらなのか。
税制課企画係長		継続に当たっては、課税の根拠が必要ということです。
委	員	それは、現行の取組を評価してどうだったかということで、我々はOKだったと評価したわけです。それに乗っかればいいのか、それとも新たな事情ができたので、そこを修正して説明ができるかという切り口になるかと思います。これと継続していいかどうかは別で、みどり税の課税の根拠の話と、2回目もやったので3回目もやりますという話が混ざっているように思います。継続していいかどうかということは、1期2期と同じように、またやらなければならない事実があり、2期の分で積み残しがあるとわかったので、継続せざると得ないという説明が、一番すわりがいいと思います。課税の根拠なのか、継続の根拠なのかは、はっきり書き分けた方がいいと思います。
座	長	1節の(1)に入る前の文章できちっと宣言をしましょう。継続の是非を判断するためには、改めて課税の根拠を精査する必要があるということ、課税の根拠というのは事業の必要性であるということが書いてあれば済む話です。課税の根拠が何かということが、ここを読んでいるだけでは分からない。
委	員	41頁・42頁の棒グラフ・折れ線グラフですが、これは絶対数ですよ。絶対数が多い、少ないを議論してもいいものではないでしょうか。例えば人口比や面積比に計算しなおすなど、相対化しないと比較できなくて、面積が大きくて人口が密集しているところでは、数が多いのは当たり前と言われます。そうではなくて、人口比に比べて或いは面積に対して多すぎるとやると、説明できるのではないですか。絶対数では多くても、面積がそれだけ広ければ、当たり前と言われてしまいます。
税制課企画係長		推移というよりは、増減率です。下がっているところは下がっていて、上がっているところは、全国と比較して高いということです。
委	員	上がっているところが全国に比して高いということは、絶対数が多いだけということではないですか。
税制課企画係長		上がっている角度が急ということです。
委	員	角度は、絶対数の変化であって、根っこは絶対数です。これだけ人口が集まっていれば、家を建て替える人も多いでしょうということです。 絶対数の傾き同士を比較することに意味はないということです。
座	長	逆に、全国のデータは必要ありますか。横浜の開発圧力が減っていないということを示せばいいのではないですか。
税制課企画係長		全国のデータが無くても、論理は変わらないです。
座	長	全国が減っている中でも増えています、ということをお願いしたいのなら別ですが、全国もそれほど減ってはいない。言うならば、全国的に住宅着工は停滞しているのに、横浜では増えていますということは言えるかもしれないです。
委	員	その絶対数が多いのは、面積が広いからです。
座	長	つまり、これを絶対数で出す必要はないのですよ。増減率だけ出せばいいのです。
委	員	絶対数の増減率は絶対数ですよ。

座長	ただ、ここで言いたいのは、横浜で家が多いとか少ないではなく、10年前と比べてどうだったかということです。
税制課長	リーマンショック前と同じぐらいの規模になっているといいたいだけです。
座長	開発圧力に変化はないということだけですよね。
税制課長	文書の表現を修正します。
委員	グラフの読み取り方を書いた方がいいですね。単純に絶対数で示されても、それはそうでしょう、となってしまいます。 それと、45頁に現行計画とありますが、計画はたくさん出てくるので、これは具体的にどの計画ですか。
税制課企画係長	第2期みどりアップ計画です。
委員	では、そこはそのように修正してください。 それから、みどりアップ中心の話をしている中で、49頁になると、行財政改革の話に変わるわけですが、その直前で次期計画について、「範囲を広げたことは評価できる」とあって、次期計画をいきなり評価しています。ここがよく分かりません。
座長	私も、ここはよく分かりません。この計画はみどりアップ計画ですよね。
税制課企画係長	そうです。
座長	みどりアップ計画をいきなり評価するのは、先走っているように感じます。
委員	やれるかどうか分からないし、やってみてどうなるかも分からないですよ。
座長	これは充当事業でもないですよ。
税制課長	充当事業ではありません。
座長	そこが書いていないため、意味が分かりません。 環境創造局が必要であると言うなら、書いてもいいですけど、それなら充当事業ではありませんということを書かないといけません。
委員	もう一つ、これからやるものをやる前に評価するのかということです。そうではなくて、こういうことをやりたいと言っていて、それを確認したところまでは言えるかもしれない。そうすると、その次は、それを是とした場合に、財源がこれくらいで、税率はこのくらいですね、というそろばん勘定はできるかもしれない。これからやることについて、評価はできない。やることについて、その内容を把握した上で、この事業に充当したいという希望があるなら、その充当したいところについては、我々は、仮にそういうことをやるなら充当しても良いと思いますと、これからの事業についての財源を手当てするレベルでの評価はできると思いました。
座長	ありがとうございました。コンパクトシティについて、何かご意見はありますか。
委員	もう少し詳しく書いていただくか、簡素化してもらえないかなと思います。
座長	この部分、長すぎますからね。中見出しを入れましょう。
委員	44頁から45頁については、個人的にはもう少し説明が欲しいかなと思います。特に45頁で、この図から比較して、あまり矛盾がないとしています。この説明がもう少し欲しいかなと思います。
委員	61頁の3節の「まとめ」に比べると、第2期の評価のまとめが少なく、バランスが逆だと思います。過去にやったことは、事実がたくさんあるので書くべきことが多いと思いますが、これからやることは分からないことが多いのでそんなに書けないはず。なぜ過去のことは1頁足らずで、これからやることは2頁近くなのでしょうか。むしろ、過去の方が2頁近くあってもいいと思います。今は、市もそういった施策でやっていきたいと思っているのかもしれないが、災害などが起こった場合など、計画通りにできないこともあ

		<p>ると思います。あくまで計画に対して、税制を土台にすることについての妥当性が諒とできましたということさえ言えればいいです。それは、書くことがそんなにはないはずで。今やっている第2期がどうだったかということは、具体的に現実に実施したことについて、当初の計画と実施がずれていたかどうかを一つずつ確認しなければいけないから、総括するときを書くことはあるように思います。あるいは第2期をふくらますかですね。</p>
税制課企画係長		<p>第2期の方を2頁ぐらいに膨らますことが妥当だと思うので、その方向で考えます。同時に、第3期の方もこれまでの議論を書いているだけなので、簡潔にします。</p>
座長		<p>その他にどうですか。</p>
委員		<p>まとめの62頁の「横浜みどり税の継続についての」から始まる段落以降は、必要が無いのではないのでしょうか。</p>
座長		<p>「はじめに」の繰り返しなので、取ってしまっても大丈夫です。</p>
委員		<p>64頁以降のことを紹介しているだけなので、次の段落まで取ってしまいましょう。</p>
座長		<p>ここの締めは、一行だけ「横浜みどり税の継続についての結論は以上のとおりである。」で終わるようにしましょう。 ほかにご意見ありますか。</p>
委員		<p>61頁の第2段落の「本税制調査会はゼロベースで再検討した」も不要だと思います。また、37頁の4行目の「いよいよ」も不要かなと思います。</p>
座長		<p>それでは、第3章について説明を私からします。 頭書きに、なぜこの章があるのかということで、「はじめに」を繰り返しています。形容詞についての、ご指摘が多そうな気がしています。</p>
委員		<p>この第3章の案は、誰が作られたのですか。</p>
座長		<p>私です。 本来であれば、第2節が我々のメインであって、諮問からすれば、みどり税と交付税の関係を書けば終わりなのですが、やはり税制調査会という、後々時代を超えて評価されるというご発言や、ぜひ書くべきだというご発言も委員からありましたので、書かせていただきました。 第1節についてはおおよそ概説なのですが、次の頁ある表の言葉をベースに、私が追記を行いました。最初の65頁からいきますと、目的は引用で書きまして、引用なので「」でくくりました。納税義務者は個人で、法人への課税は行われないということは、この部分で書いておきました。税率は1,000円で、ここで注意すべきことは、表にない表現として、個人住民税均等割の上乗せ課税ですということを追加したことです。この上乗せ課税の問題点は後に書きますとしたうえで、この部分については第1節から評価を入れ始めていて、国税が地方税に付加されるあり得ない税だということをあえて指摘をしています。なので、制度の解説というよりは、この部分から問題点の指摘をして、後に拾わないような問題もここでは出しています。つまり。結論付けられないような問題点、こうしろああしろとならない問題点はここで出しています。 次の66頁も賦課徴収、これも税法の先生がどのように言うのか気になりつつ、私の方では非常に変則的な制度としています。非課税の範囲については、課税最低限が変わってしまうという問題点を書きますので、ここでは、個人住民税に準じてとしています。それ以降が譲与税の問題となっていて、譲与税の使途がここに書いてあるように、よく分からないもので、だんだん拡大しているということ、それから事実として配分基準について書いています。 67頁では、「人口である以上」と続くのですが、ここの表現が難しく、大都市に特別に国税を使ってまで整備する森というのが普通は考えられないということを指摘して、後で</p>

この点は繰り返しています。このように、使途があいまい、かつ大都市にも行っているということで、何のための税なのでしょうかということに疑問を出しておきました。

最後に、これは財政学者から指摘をしないといけないところですが、譲与税特別会計なのに、借入れを5年もやるやり方、これは問題であって、適切なのでしょうかという言葉にはしていますが、ここで指摘をしています。69頁にかけて、「特別会計の借金で譲与税をまかなうのは、本当に適正な手法なのだろうか。これほど異例の工夫を凝らさなければならぬ理由は何なのだろうか」としています。

第2節「国税の問題点」として、以前、皆様にお話をしたベースに作っています。中身としては、人頭税であることを書いています。ここで、前回、そもそも均等割は人頭税ではないかというご指摘いただいたことについて説明をするために、71頁で、地方税では均等割は正当化されるということを書き使っています。それを、応益性及び負担分任という言葉で説明していて、地方税であればこれは成立するけど、国税でこんなことをやるのはおかしいということを書きました。72頁で、このところが2番目の問題なのであって、応益性を課税根拠にした国税を作ったら、とんでもないことになりますということを書いています。この点については、本当に、租税先生でも財政学者でも言っておかないと、人頭税ばかりになりそうな気がします。

次の3つ目の問題です。いままであまり言われていなかったのですが、実施に向けて問題になってきます。課税が始まるまでに総務省が対応するのだと思いますが、現時点では指摘をしないといけないものです。課税最低限が間違いなく変わるので、これをどうするかということです。課税最低限をそろえるとなると、課税自主権の侵害だということになります。総務省は相当苦しい立場になります。住民税の課税最低限を揃えるのでしょうか。いずれにしても問題の指摘はしました。

4番目です。目的が曖昧であるということ、枠内の1～4、おおよそ考えられる目的はこれではないでしょうか、と出したうえで、この4つの目的に照らして使途が曖昧です、ということの後ろの75頁の所に書いてあります。75頁の使途の曖昧、つまりこのままいくと効果の判定を行うことが出来ない、何のための税なのか分からないし、税の使途が曖昧なので効果の検証が出来ないし、そもそも譲与税だから使途を縛れないし、ということを書いています。

5番目が税収配分の人口基準の問題になります。これも今の上の4つを使って、森ですとか地球環境ということを用いるのであれば、都市に配る理由はない、ということと、財政調整であるならば、余計に都市に配る理由はないので、税収配分における人口基準というのは、明らかに異質で異例のことである、ということを書き使っています。

さらにめくっていただいて77頁、税収の使途が曖昧だということで、使途についてもう一度ここで書いてあります。こちらで本格的に書いてあります。使途について書いた上で、最後に使途が重複するので、国税の譲与税が拡大された結果、2重課税・3重課税という批判が起きている、ということを書き使っています。記者さんにはこの点を説明しようと思っております。その上で、関係について出しました。関係については、79頁をご覧ください。課税の根拠・目的が違います、ということを書き使っています。この意見で押し切ろうと考えております。最初の方であげたような市場化できない森林の整備をすることが目的である以上、横浜市にはそのような森林は存在しない、ということを書いた上で、両者は明確に違う。したがって、いくら使途が似ていても目的と理念と根拠が違うので、二つの税が重なることはない、ということを書き使っています。その上で、82頁になりますが、2重課税・3重課税という言葉については、専門家の我々の立場から、用語の使い方には注意してください、2重課税というのは、法人税と個人の配当課税、あれこそ

	<p>が2重課税であって、それ以外は、2重課税という言葉は使わない。もしも使うのであれば、同じ目的で何個も同じ税金があるということ自体は問題にはなりません、ということを指摘しました。その上で、84頁の第4節で、横浜市における使途で、両者は違う目的なので、横浜市においては、次のような金額がくるが、86頁の充当事業、国税創設の当初目的への合致するもののみ支出をする、ということです。これは、説明の仕方によっては、使途が拡大していった指定都市では、木材利用に使えということと被っているように聞こえてしまいますので、そちらには触れずに、そもそもの国税の創設目的からすると整理できない森林の整備であるから、そこから出てきたものだけを利用する、というロジックにしています。世間で言われるような都市では、森林教育をやりなさい、という意味での木材利用ではなく、市場化できないところを市町村が介入して整備をする、それを買う立場で支援をすることで循環サイクルを作ります、というロジックで、ここは委員からいただいたご意見そのままです。</p> <p>以上になります。</p> <p>おわりには、第3期の方向性は良いことで、みどりあふれる大都市を囑望します、と書いてあります。国税のこと、原理原則は重要であり、一度でも妥協を甘受してしまえば、制度は崩壊する。その悲劇が現実には起きないよう、「言うべきは言う」という姿勢を忘れてはならない、としています。</p> <p>皆様方から何かありますでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>文章をもう少し、洗練されてはいかがでしょうか。</p> <p>たとえば、「深刻な大問題である」と書いてありますが、「大問題」という言葉が随所に出てきます。「深刻な問題」にしてはいかがでしょうか。文章に強弱をつけていただいた方が良いと思います。座長は、財政学者でいらっしゃるの、そこを強調したほうが良いと思います。</p> <p>その上で、ここでは、森林環境譲与税の配分基準に人口基準が加わったことについて、書いていらっしゃる、後ろに課税の時期と譲与税の時期にタイムラグがあることを書いていますが、私はどちらかという最後につけた方を強調したほうが良いと思います。そうしますと、67頁をもう少しスッキリさせて、「横浜市や大阪市を思い浮かべていただければすぐ理解できるように」を削り、「かくして、国税の創設は、本当に森林整備のために必要な増税なのか、その名称は実は看板倒れで真の目的や創設の意義は説明と違うのではないかと、疑問の噴出を押さえがたいのである。」と書かれていますが、指摘したいポイントをもう少し強弱をつけた方が良いと思います。どちらかという69頁の「異例のシステムであり、はたして正しい選択なのか大いなる疑問を抱かざるをえない。」の方を残して、67頁をもう少しシンプルにした方が良いと思います。70頁の「飛びぬけて不公平な税であり」か、「不公平極まりない税である」のどちらかを取ってはいかがでしょう。ここでもっともおっしゃりたいのは、応益性と負担分任の話だと思いますので、そちらを強調したほうが良いと思います。その後ろの応益性の所をシンプルにした方が良いと思います。71頁で応益性と負担分任をおっしゃりたいと、先ほど説明であったので、ここを強調して、72頁の「応益性を課税根拠とすることの問題点」はあくまで租税理論上おかしいという位にとどめて終わっては、どうでしょうか。より洗練された文章にして、こういう所を取って、応益性というのは、地方税の理論である、ということだけを言えば、強弱がついて大事なところ、一番言いたいところ、二番目に言いたいところと、いくつも言いたいことがおありなので、強弱をつけてはいかがでしょうか。全部を削ることはないと思いますので、いかがでしょうか。</p>
<p>座 長</p>	<p>人口の所は、横浜市に関係してくるので、悩んでいます。人口配分で横浜が後で苦しむ</p>

		<p>ことになります。</p> <p>私が気になっているのは、「この譲与税は大都市には来るべきではない」と書いていますが、書き過ぎているのではないかと、思っています。しかし、税制調査会ですので、実際に決定権があるわけではないので、税の立場からいうと譲与税はおかしい、と言い張ってもいいのかもしれませんが。大都市には配分すべきではないと言ってもいいのかもしれませんが。それが市民の皆さまからすれば、「そうではない」という意見が出ることもあるかもしれません。</p>
委 員		<p>おっしゃるとおり。そのような説明だと思います。</p> <p>64頁の第3章の最初のところ、第1節に入る前のところは、こういうことを書くのではなく、第1節の3行目の所を書いてあるような、与党税制改正大綱でこのようなことが飛び込んできた、とか、その前提となるのは、80頁に出てくる検討会報告書が相次いで報告されて、こういう議論が国で進んでいる。森林環境という文脈では、同じ緑や森を対象にしているように見えるので、その両者の関係をここで検討しておく必要があると思われる、と書いたらいいのではないのでしょうか。いきなり結論のようなことを書いたり、こうしたらいい・悪いということを書いたりする場所ではないと思います。1節以降で検討しましょう、として、今、1節の前に書いてある文言は、まとめに書くべきことだと思います。結論として言うべきことだと思います。それは、結論で書いても良いし、こういう経緯で検討しなくてはいけないのだけれども、前もって結論を言っておくと、以下で検討するとおり、税制調査会は考える、と2段落目くらいに書くのは悪くないと思います。</p>
座 長		<p>この部分の意図は、結論を言いたかったわけですが。基本的に国税のコメントをするのは、我々の本分ではないが、それをやらなければならないことの説明だけです。</p>
委 員		<p>こんな文章がこんなタイミングで発表されてしまった。一見見た所似ている。横浜みどり税とどのような立場に立つのか分からないので、精査してみましょう。先走って言ってみれば、以下で議論をするように結論としては、我々はこう考える。では、検討の中身を見ましょう、と入っていけばいいのではないのでしょうか。</p>
座 長		<p>次の説明だけです。</p>
委 員		<p>そのように書いた方が柱書の意味が分かります。</p> <p>また、その後65頁66頁は、特に言うべきことはございません。</p> <p>70頁以降、悩んでいた部分があります。地方税の負担分任という文脈ですと、均等割はありというのは、財政学ではそうです。金子先生もそのようにいっていますので、租税法の世界ではそのように言ってもいいのかな、と思います。しかし、入り口で、人頭税だと言いきると、横浜市でやっていることも同じではないか、と言われてしまいましたが、地方税の負担分任の話で行くならば、横浜は地方税で、森林環境税は国税だ、と書いておかなければならないと思います。森林環境税が国税ですが、制度的には、地方税で組み立てられています。均等割で取れと言われていました。しかし、それは、便法であって、本来は国で新たに税目を組んで、自分たちで執行をするようなものをやればいいのか、例えばコストがかかる、あるいは政治的に、あるいは横浜市みたいに超過課税をやっている、いろんな理由で、乗っかってきただけです。使い道だって、どういう比率かは置いておいて、全国にばらまくと言っています。要するに横浜みたいに保護すべき森林が無い所にも飛んできます。一見、もらえて嬉しいけれども、何をしたいのか分からないものをもらって困る、ということもある。そうやっているだけですので、性質としては国がやるべき財源確保と所得移転・財源移転を国の中だけでやればいいのか、地方を引きずりこんで、やっているのか、これは性質的には国税である。だから、地方税が負担分任として、人頭税的に課すのは、正当化できるけれども、国の森林環境税は正当化できな</p>

		い、と持って行った方が分かりやすいと思います。
座	長	そこまで書くと財政制度論になってきて、意見が分かれるところになってくると思います。
委	員	分かりにくいのが、片一方で国税と言いながら、地方税の超過課税の説明が出てきて、どちらの考え方に乗っかれば良いのか分からないです。負担分任の話しで正当化できる我々の立場と、国は違うのだから、批判しましょうと、はっきりコントラストを付けた方が良いと思います。だから、森林環境税は、国税である、と説明をもう少し丁寧にしたほうが良いと思います。単純に国税・国税というのではなく、こういう意味で国税であるといった方が良いと思います。制度は地方税法の改正でやるので、地方税だと思います。条文的には地方税です、と言われるとぐうの音も出ないと思います。それは、便法でやっただけです、と最初に言った方が良いと思います。
委	員	座長としては、国税のロジックがおかしい、ということをおっしゃりたいということでしょうか。本来は、横浜市がやっているロジックの方が普通です、ということではないのでしょうか。
座	長	もちろんそうです。
委	員	そうだとするならば、今、委員がおっしゃったことを書いた方がよいのではないのでしょうか。
座	長	そこまで書いてしまうと、そもそも新たに国税作ることの是非が分かれる部分です。国税でやった方がよいという人もいれば、森林交付金を作れという人もいます。国税で取るのは良いが、全然関係ない所で取った上で、分ければよいではないか、というだけの話ですが、それをしてしまいますと際限がなくなってしまう。
委	員	それはそうですが、私たちから見て、国税・森林環境税は、こういう点から疑問視を投げかけざるを得ません、ということとは違うのでしょうか。
座	長	そのとおりです。
委	員	それをスマートに洗練された形で、メッセージとしてまず、はっきり言わせていただきます、ということを書きたいのではないかと私は受け取っています。
座	長	そうですので、廃止を含めて、見直し・考え直しと書いてあります。
委	員	そういう意味では、私の言葉で言うよりスマートに、ということをおっしゃっているのではないのでしょうか。
座	長	代替案が出せません。どういう政治力学でこれが出てきたのか、我々は推測するしかありません。
委	員	そこは読まない方がよいのではないかと、という意見です。
座	長	国税以外の形、あるいは国税のバリエーションという所まで、我々は言えません。
委	員	そこは言わずに、政治的などころまで汲まない方がよいのではないのでしょうか。
座	長	政治とは、政策選択のことです。
委	員	淡々と指摘をするだけでよいのではないのでしょうか。
座	長	そのとおりにやっているつもりです。
委	員	そのとおりだと思いますので、より、このようにしたら、というのが、委員の意見だと思います。
委	員	クリアカットしてはいかがでしょう。 せつかく超過課税で、市町村レベルで取っても、税収を確保してもそれは、右から左で国庫に吸い上げるというだけです。
座	長	これは、地方税法で規定されるのでしょうか。

税制課企画係長	国税です。
座長	譲与税法に規定されるのでしょうか。
税制課企画係長	森林環境税法と森林環境譲与税法に規定されると考えております。
座長	新しい税目として規定さると考えております。
委員	地方税法に超過課税をやります、と規定されるのではないのでしょうか。
税制課企画係長	違います。
座長	地方税法は、一切関係ありません。
税制課企画係長	森林環境税法に課税最低限などを書き込むつもりでいると思います。
委員	それで、執行するのは誰でしょうか。
税制課企画係長	「地方税の例による」と書かれると思います。
委員	そうであるならば、地方税法に乗っかっています。どこで乗っかろうが、均等割の超過課税という最終の技術に持っていかなければいけないので、地方税法に乗っかることになります。最初に地方税法を改正して、森林環境税の税率はいくらです、と書くのか、森林環境税法を制定して、地方税の例による、と書くのかというのは、条文の作り方の技術の違いだけです。立法技術の話です。
座長	地方税法を改正するのでしょうか。
税制課企画係長	改正しないです。
委員	「例による」であれば、改正をしたのと同じになります。例によるとは、地方税法の上に重ねるという意味です。
税制課企画係長	地方税法の上には乗っかってくるとは思っています。
座長	法律に基づく法定受託事務でしょうか。
税制課企画係長	そうです。徴収取扱費ももらいます。
座長	当然、払われるということですね。
委員	法定受託事務として整理されなければ、国が執行しなければならない、ということですね。だから、国税です。昔の機関委任事務と同じということですね。
税制課長	形上は、森林環境税法を制定して、所管は財務省になると思います。
税制課企画係長	森林環境税法は財務省で、森林環境譲与税法は総務省という仕切りだと思っています。
委員	財務省から総務省に「例による」で引っ張ってくるということですね。引っ張ってきたら、住民税に乗っかってくるということですね。
座長	国税と言いながら、特会に直入でしょうか。
税制課企画係長	直入です。国には一銭も入らないというのが国の言い分です。
委員	そういうことを淡々と指摘すればいいのではないのでしょうか。
座長	法律が制定されていませぬので、これも推測でしかありません。
委員	租税理論で行くのはどうでしょうか。
座長	租税理論で書けることは、既に答申に書いてあることだけです。いかがでしょうか。
委員	森林環境税の批判というのが、租税理論からのものと目的が曖昧であることと税収の使い道が拡大を続けていて曖昧という3点があって、あとの方がみどり税の話と絡み合ってくるのですが、目的が曖昧ということと、税収が曖昧ということについて、事実を述べた方がいいのではないかと思います。例えば、74頁の目的として想像できるのは、以下の4つである、という所も、いついつの報告書では、これがクローズアップされているが、次は、いついつ時点の報告書だとこれがクローズアップされている。と入れてはいかがでしょうか。

		<p>税収の使途が曖昧という所もどの時点でどれが入ってきてというのを入れた方がより説得力があると思いました。いついつの報告書時点では、こういわれていて、今の時点では、これが入ってきている、と入れた方が良いと思います。</p>
座	長	<p>使途の変化は、事務局には頼みましたが、色々なことを聞きすぎて、例えば、国会でこんな答弁があったとかも含めて、色々な話が出てきていて、どこでなにを言われたのか、というのを特定するのが難しいのが、正直なところです。</p> <p>最初の4つの所は、少なくとも4番目については、絶対ありますが、我々財政学者の推測に過ぎませんので、報告書に書かれていることはありません。1～3番目はあります。均等割で森林がらみで配る、というのは、当然財政調整である、というのは、財政学者からすると当然ですが、報告書からきちんと引用をしる、ということであれば、この所が記載できなくなります。</p>
委	員	<p>4番目は目的なのでしょうか。効果なのでしょうか。</p>
座	長	<p>言い出した人の発想からすれば、答申に記載されたようなこととなります。衰退した地域にお金が欲しい、ということです。</p>
委	員	<p>66頁の言葉遣いですが、拡大解釈は、禁止、というより、されないので、文言を変更したほうが良いと思います。「使途の指定が抽象的に過ぎるので、」で止めて、後ろは削除したほうが良いと思います。</p>
座	長	<p>皮肉を込めて言っています。</p>
委	員	<p>結局、3重課税と言われてしまうのは、使途が問題であると思います。我々としては、3つの税の使途が分かれていることは分かります。システムをよく知っている者としては、全然違う所に使われることは分かるので、3重課税ではないと思えますが、やはり、市民目線からいうと「私の1万円はどこにいったの」という質問に対しての説明が難しいと思います。最初の所に横浜市緑とは一体何だろう、という所を書きいただいています。結局森林組合はない、とか私たちにとっては当たり前のことが、この文面からは、情報として届けられていないのかもしれないかもしれません。市民が、横浜にも緑があるから、森林組合あるよね、と誤解している人、私も横浜市から説明を受けるまで誤解をしていましたが、そのように誤解している人もいます。そこで、保全するみどりは一体何だったのだろうか、ということを経務方で、まとめていただくと良いのかなと思います。変わってきたというところに戻りますが、維持管理にもお金を使わないといけない、と変わってきたということは、今後のことに響いてきていると思います。緑の状況というのは、最初、土地を買って、保全をすればいいと思っていただけでも、そんなことよりも維持管理にお金がかかるようになってきたことも入れ込んだ上で、使途というものをもう少し並列に考えて、税というものを組み立てなければいけない、という所から始めた方がいいのではないのでしょうか。</p>
座	長	<p>おっしゃるとおりですが、書くのが難しいです。</p>
委	員	<p>そのとおりです。優秀な事務方がいらっしゃいます。</p> <p>市長や他の自治体の首長が、SDGsにはまっけていて、好きな言葉のようです。将来30年のビジョンを示せというものなので、横浜市も緑という所で絡んでいますので、今後の緑の在り方を考えるということは、大変重要であると思います。要は、国税が出てきたのであれば、市税は要らないのではないかと市民は思います。座長が一生懸命書いていただいているのですが、払う側にすれば、「これ以上払いたくない」と思います。そこは長期のビジョンで、横浜市は緑を考えていて、昔とは違った形にもなっていて、ぜひ市税を継続させてください、というメッセージがほしいです。確かに国は、便乗商法で良くないですが、</p>

	<p>だからと言って、市税をやめるわけにはいかない、ということをアピールするようなものになっていくといいと思います。</p>
座長	<p>正論のご意見をいただきました。あとは、時間との戦いです。</p> <p>ご意見をいただきまして、もちろん修文等、構成の変更もありますので、早急に取り組みさせていただきます。その上で、市長に提出をした上で、市会に諮らなければいけない、というスケジュールが決められていますので、もしもよろしければ、座長預かりとさせていただきますまして、修文に努め、できるだけ皆さんのご意向を織り込んで、来週には、市長に提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>86頁の最後、横浜市で何をやるか、という所ですが、下から2段落目の「具体的には」の段落ですが、「国内」という言葉を入れてもらえませんかでしょうか。</p>
座長	<p>指定をしたつもりでしたが、当該自治体の「当該」が上の「経済ベースに乗らない」の所を市町村がやる自治体の所で当該を使っているので、国内とやった方が当然はっきりしますので、表現を膨らませるかもしれませんが、「経済ベースに乗らない国内材の利用を」という表現を使いたいと思います。</p> <p>座長預かりにさせていただいた、ということで、事務局にお返しします。</p>
税制課長	<p>熱心なご議論ありがとうございました。時間を超過いたしまして申し訳ございません。最後に横山財政局長よりご挨拶をさせていただきます。</p>
財政局長	<p>大変暑い中、お忙しい中、ありがとうございます。4月25日に諮問をさせていただきますまして、短期間の中で、大変お忙しい中、6回に渡しまして、熱い熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。今日、原案で用意した物が大変突っ込みどころのあるものでございましたが、それに対して大変温かく具体的にご指摘いただきましたこと、心から感謝申し上げます。全体の議論を拝見しておりまして、委員の先生方の中には、都市横浜で、緑を保全していくことへの意義といいますか、深いご理解があつて、熱いご議論をいただいていると感じました。環境創造局の職員も勇気づけられたと思っております。</p> <p>答申をいただきました後には、市として最終的な意思決定をさせていただきますまして、市会に向けて、税制案を提出できるように進めてまいります。答申はもちろんですが、この議論を通じて、いただきましたご意見・ご指摘は、今後、十分に踏まえ活かしながら、対応をしていきたいと思っております。この度は、本当にありがとうございました。</p>
税制課長	<p>答申につきましては、先ほど座長からおっしゃっていただきましたとおり、来週、25日に、先生方からいただいた意見をなるべく踏まえさせていただきますまして、市長に手交という形でやらせていただきたいと思えます。その前に、先生方には、最終案を送らせていただきます。よろしく願いいたします。これもちまして、第4期第6回税制調査会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。</p>